

印鑑登録の手引き

1 班

1 文書の概要

文書名	印鑑登録の手引き
対象者	印鑑登録の手続を行う人
用途	印鑑登録方法に関する案内
使用頻度	年間約3000枚

2 課題及び改善内容

課題	<ul style="list-style-type: none">・一文が長く、読みづらい。・伝えたい情報が整理されておらず、登録の流れが分かりづらい。・重要な内容が注意書になっていて、認識されづらい。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・一文に入れる情報量を少なくし、分かりやすい表現にした。・敬語を省略し、簡素な文章にした。・伝えたい情報を整理するとともに、記号を使って登録の流れを分かりやすくした。・重要な内容を認識できるように、新たな項目を作り、目に留まりやすくした。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・区民の方が電話で問合せなどをする必要がなくなり、スムーズに手続ができるようになる。・問合せに来た方や窓口の順番を待っている方に対して分かりやすい手引きを配布することで、説明時間や質問が減り、窓口の混雑緩和につながるとともに、職員の業務の軽減につながる。
使用の検討	令和6年1月以降の案内から使用予定

4 改善前と改善後の比較

(1) 改善前

印鑑登録の手引き

—— 港 区 ——

印鑑登録証明書は、区に登録された個人の印鑑（印影）を証明するものです。
この印鑑登録証明書は、個人が社会生活の中で必要になる種々の手続や法律行為に用いられ、特に資産の処分や融資の手続等に欠かせない、大変重要な役割りを果たします。
それだけに区では、印鑑登録申請の取扱いをより慎重に行っています。
登録された方ご自身も、登録した印鑑（実印）や印鑑登録証（カード）の保管には十分なご注意をお願いいたします。

登録できる人

港区に住民登録があり、満年齢15歳以上で成年被後見人ではない人。

申請するところ

各総合支所・区民課窓口サービス係及び台場分室（※郵送による申請は受けできません）

本人が登録申請するとき

- 申請時に必要なもの
 - 登録する印鑑
 - 本人確認書類（有効期限内のもの）
（運転免許証、みなし個人番号カード（住民基本台帳カード（顔写真付））、個人番号カード、パスポート（日本国籍のみ）、在留カード、特別永住者証明書、健康保険証、年金手帳など）
 - 登録までの流れ
 - 窓口で登録申請していただきます。
 - 区から「照会書」をご自宅（住民登録地）に郵送します。
（転送することはできません。届くまで通常2・3日かかります。）
 - ご自宅に届いた「照会書」の「回答書」の欄に必要事項を記入のうえ、登録する印鑑、ご本人を確認できるものをご用意いただき、再度照会書に記載してある期限内までに、申請した窓口にお越しいただきます。
 - 印鑑登録が完了し、「印鑑登録証」が発行されます。
- ※窓口にもえた人が、次の1.あるいは2.により申請者本人であることを確認できたときは、即日登録ができます。
- 本人確認できるものとして、運転免許証、みなし個人番号カード（住民基本台帳カード（顔写真付））、個人番号カード、パスポート（日本国籍のみ）、在留カード、特別永住者証明書など、官公庁が発行した写真付きの本人確認書類（有効期限内のもの）を持参されたときは、申請日当日に印鑑登録が完了し、「印鑑登録証」が発行されます。
 - 区内で印鑑登録している人が、申請者を本人であると保証したとき。
 - * 登録申請書の保証人欄に、保証人の自署・押印（登録済みの印鑑）が必要です。
 - * 保証人の本人確認書類をご持参ください。
 - * 保証人の住所が港区内の場合は印鑑登録証をご持参ください。
 - * 保証人の住所が港区以外の場合は、保証人の印鑑登録証明書（3カ月以内に発行されたもの）を添付してください。

課題点①

一文が長く、読みづらい。

課題点②

登録の流れが分かりづらい。

課題点③

重要な内容が※書で記載されている。

(2) 改善後

改善点①

一文に入れる情報量を少なくした。

印鑑登録の手引き

印鑑登録証明は、個人の印鑑を区に登録し、証明するものです。
この印鑑登録証明は、個人が住宅や自動車の売買や資産の手続きをするときに必要となる重要な証明です。そのため、区では印鑑登録申請の取り扱いを慎重に行っています。
登録した方も、登録した印鑑や印鑑登録証の保管に十分に注意してください。

登録できる人

港区に住民登録があり、満年齢15歳以上で意思能力がある人

申請するところ

各総合支所の区民課窓口サービス係、台場分室（※郵送による申請はできません）

1 本人が窓口に来るとき

申請に必要なもの

- ・登録する印鑑
- ・本人確認書類（有効期限内のもの）

改善点②

情報量を整理するとともに、記号を使い順序立てた。

(1) 即日登録（AかBどちらかの方法で本人確認ができる場合）

- ア 窓口で申請書を記入
- イ 以下のいずれかの方法で本人確認
 - (A) 官公庁が発行した顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート（日本国籍のみ）、在留カード、特別永住者証明書など）を提示。
 - (B) 区内で印鑑登録している人が保証人となり、申請者と一緒に窓口へ来る。
保証人が、申請書の保証人の欄に記入し、登録済みの印鑑を押す。
保証人の印鑑登録証明書（3か月以内に発行されたもの。港区で登録している場合は印鑑登録証）と、申請者と保証人の本人確認書類を提示。
- ウ 印鑑登録完了後、印鑑登録証を受け取る

(2) 後日登録

- ア 窓口で申請書を記入
- イ 健康保険証や年金手帳などの本人確認書類（2点）を提示
- ウ 区から「照会書」を自宅（住民登録している住所）に郵送
- エ 届いた「照会書」に必要な事項を記入し、登録する印鑑を押す
- オ 「照会書」と本人確認書類、登録する印鑑を記載の期限までに申請した時と同じ窓口へ参する
- カ 印鑑登録完了後、印鑑登録証を受け取る

改善点③

項目を作成し、目に留まりやすくした。

シャワー・湯水遊びについてのお願い

2班

1 文書の概要

文 書 名	シャワー・湯水遊びについてのお願い
対 象 者	保育園を利用している保護者
用 途	保護者へのお知らせ
使用頻度	104世帯の保護者（タブレットに配信）

2 課題及び改善内容

課 題	<ul style="list-style-type: none">・全体の情報量が読む気になれない。文章も長く読みづらい。・文書の目的が分かりにくい。タイトルから伝えたい内容が分からない。・重要度の低い内容についても詳しく説明を記載している。・不要な確認項目の数が多い。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・文章を短くする、不要な文章を削除するなどして情報量を減らし、全体の情報量を抜本的に見直す。・伝えたい内容を文書の最初を書くとともに、タイトルも内容をイメージできるような表現とした。・重要度の低い内容は文章で詳述することを避け、二次元コードを付記する。・確認項目の数を必要最小限に絞った。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・情報を精査したことにより、忙しい保護者がおたよりを読もうという気持ちになる。・園からのお願いごとが保護者に伝わり、保護者の理解・協力が得られ、安全な保育運営につながる。・問合せが減り、保育士の負担が軽減される。
使用の検討	来年度のお便りから使用予定

4 改善前と改善後の比較

(1) 改善前

令和4年6月9日

港区立台場保育園
園長 稲吉 英希

暑い時期の戶外遊びやプール遊び等について

皆様より台場保育園保育士達に、ご理解ご協力を賜りありがとうございます。

近年、全国において熱中症による救急搬送等が多発しております。夏季は気温の上昇を受け熱中症の危険から子どもの安全を守る保育を行っていく必要があります。お預かりしているお子さんの命を守ることは私達の第一の義務です。そこで台場保育園としては、暑い時期の戶外遊びやプール遊び等を昨年同様、次のとおり対応させて頂きます。例年、子ども達が楽しみにしている温水遊びやプール遊びですが、熱中症予防の観点からご理解のほどよろしくお願いたします。

園庭の暑さ指数が28℃を超えた場合、「戶外遊び」や「プール遊び」を中止します。

夏季の間、即朝9時に園庭のプール設置場所で、子どもの背の高さで暑さ指数を測定します。暑さ指数28℃（概算暑さ基準）を超えた場合は、午前中の戶外遊びを控えます。15時以降も同様に対応し、同じ基準で夕方以降の保育を行います。

※暑さ指数は9時の測定で暑さ指数が28℃を超えた日はありませんでしたが、15時には数回基準値を超え、戶外遊びを控えました。実測による暑さ指数を用いることで、実際の園庭の地理と気象状況に即した熱中症リスクを測ることが出来ます。

暑さとお子さんの健康に関しては、保護者の皆様にもさまざまなご意見があると思います。また、お子さんの体調は保護者の方がよくご存知のことですので・・・

※夏季の間、0、1、2歳クラスは連絡ノートに「戶外遊び・温水遊び」について、○か×を記入してください。（詳細は各クラスからのお知らせをご覧ください。）

※3、4、5歳クラスは健康チェックカードの「戶外遊び」「シャワー等」欄、または「戶外遊び・水遊び・プール遊び」欄に○か×を記入してください。

※○か×がない場合は、「戶外遊び・温水遊び」「戶外遊び・水遊び・プール遊び」が「可」の日であっても室内で遊びます。

※○がなくても、園庭の暑さ指数が上記の時点で28℃を超えた場合は室内で遊びます。

※今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、夏の保育活動の内容が変更になる場合があります。ご了承ください。

※暑さ指数とその予防、暑さ指数の詳細については、環境省の「熱中症予防情報サイト」等をご覧ください。

【説明】暑さ指数（WBGT）とは
人体と外界のやりとり（換気）に着目した指標で、人体の熱負荷に与える影響の大きい気象条件（直射日光の放射熱、湿度、風速）の3つを取り入れに指標です。暑さは気温と同じ指標（℃）で示されますが、その値は気温とは異なります。

課題①
文章量が多く、読む気になれない。

課題②
・文書の目的が分かりにくい。
・タイトルから伝えたい内容が分からない。

課題③
重要度の低い内容も詳しく説明している。

令和4年6月9日（木）
港区立台場保育園 はな組

はな組保護者各位

戶外遊びや温水遊び等について

6月20日（月）より、汗をかいたときにはシャワーを行います。また、7月1日（金）より、温水遊びも始まります。

シャワー開始日	6月20日（月）
温水遊び開始	7月1日（金）
温水遊び終了日	8月23日（火）

★6/20からと7/1からの連絡ノートへの記入の仕方が異なりますので以下の記入例をご覧ください

《シャワー期間の記入例》

シャワー期間の6月20日(月)から6月30日(木)までは連絡ノートの健康欄に「体温とシャワー○×・戶外遊び(外)○×」2つの記入を毎日お願い致します。

《温水遊び期間》

温水遊び期間の7月1日(金)から8月23日(火)は連絡ノートの健康欄に「体温と温水の○×」の記入を毎日お願い致します。

※シャワーの○×はありませんが、この場合は温水もシャワーも○×の記入は温水もシャワーも×となります。

《お願い》

- ★ ×の場合は、理由を書いてください。
- ★ タオルの用意がない場合は、シャワー・温水遊びは行いません。
- ★ 横断、戶外遊び・シャワー・温水遊びの○×を忘れると記入してください。

《準備について》

- ★ 温水遊び用のカゴに、ゴム付き名札で以下のものをひとまとめにして、月曜一金曜日の朝、毎日用意して下さい。（6月10日から準備は可能です）

- ・タオル（スポーツタオルくらいの大きさ）
- ・着替え 上下1組（肌着はいいりません）
- ・オムツ 1枚 ※見本がありますのでご覧ください。

- ★ 温水遊びは倉庫等に置いてきた洋服で行います。
- ★ 全てに記名を忘れずにお願致します。
- ★ わからない点がありましたら、職員にお尋ねください。

天候により温水遊びやシャワーの期間が延びることがあります。

課題④
不要な確認項目が多い。

シャワー・温水遊びを楽しく遊ぶために

以下の事項に当てはまる場合はプール・水遊びができません。ご理解・ご協力をお願い致します。

こんな場合はシャワー・温水遊びができません

- ◆ 当日熱がある場合、または前日まで発熱していたとき
- ◆ 風邪肌腫れや喉や鼻水が出ているとき
- ◆ 目が赤い、目やにが出ているとき
- ◆ 下痢や嘔吐のあるとき
- ◆ 皮膚の状態が湿疹でジクジクしている、傷が化膿しているとき（みずいぼ、とびひは医師の診断のもと指示に従いましょう）
- ◆ 薬を飲んでいるとき（慢性疾患の薬は除く）
- ◆ 貼付薬・絆創膏等を貼っているとき
- ◆ 耳の疾患で、医師からプールや水遊びを中止されているとき
- ◆ 気管支拡張剤のホクナリシテープ等を貼っているとき
- ◆ 当日、予防接種を受けてから登園したとき
- ◆ アタマジラミに感染しているとき
- ◆ その他医師から禁止されているとき



○印の記入がされていても、登園後体調が悪くなった、様子がいつもと違うと感じたときは、保育者の判断で水遊びができない場合もありますのでご了承ください。

以下の場合はシャワー・温水遊びを見送った方がよいケースです。いつもの状態を知っている保護者の方が「○、×」を判断する際の目安としてください。

寝不足状態 元気がない 機嫌が悪い 食欲がない 顔色が悪い

※なんともなくいつもと様子が違う

《シャワー・温水遊びの注意点》

- ★ 十分に睡眠をとりますよう。
- ★ 朝ごはんを、きちんと食べましょう。
- ★ 手足の爪は短く切っておきましょう。
- ★ 髪の毛はきちんと結びましょう。



(2) 改善後

保護者の皆様へ

令和4年6月9日

港区立台場保育園
園長 稲田 美香

シャワー・湯水遊びについてのお願い

いつも台場保育園の運営にご協力いただき、ありがとうございます。6月20日(月)からシャワー、7月1日(金)から湯水遊びが始まります。期間中は連絡ノートに参加可否を〇×でご記入ください。

《連絡ノートの書き方》
シャワー開始 6月20日(月)
《シャワー期間》

シャワー期間 6月20日から30日まで
シャワー・外遊び〇×を記入してください。
(×の場合は理由も記入してください。)

湯水遊び開始 7月1日(金)
《湯水遊び期間》

湯水遊び期間
7月1日から8月23日まで
湯水〇×を記入してください。
(×の場合は理由も記入してください。)

湯水遊び終了 8月23日(火) ※期間は変更となる場合があります。

以下の場合は、シャワー・湯水遊びはできません

- お子さんの体調がよくないとき
 - ・熱がある ・寝不足 ・元気がない ・機嫌が悪い ・食欲がない ・顔色が悪い
 - ・なんとなくいつもと様子が違う ・下痢、腹痛がある ・皮膚に異常がある
- 薬(慢性疾患の薬は除く)を飲んでいるとき
- 連絡ノートに〇×の記入がないとき
- タオルの用意がないとき(準備については裏面を参照)
- 登園後体調が悪くなった・様子がいつもと違うなど、シャワー・湯水遊びをしない方がよいと保育園が判断したとき

改善点①

- ・情報量を精査し、不要な情報を削除した。
- ・各項目の文章量を減らした。

改善点②

- ・情報に優先順位を付け、伝えたい内容を文書の最初に記載した。
- ・タイトルから内容がイメージできるような表現にした。

改善点④

確認項目を必要最小限に絞った。

改善点③

この文書上で重要度の低い情報は、二次元コードから情報を取得してもらうこととした。

《準備すること》

- ★湯水遊びしやすい服装で登園してください。
- ★手足の爪は短く切り、髪の毛は結んでください。
- ★湯水遊び用のカゴに、ゴム付き名札で以下のものをひとまとめで、月曜～金曜の間、毎日お持ちください。(カゴは6月10日以降に用意します。)



持ちもの

- タオル(スポーツタオルくらいの大きさ)
- 着替え 上下1組(肌着不要)
- オムツ1枚 ※クラスに見本がありますのでご覧ください。

持ちものには名前を書いてください。



《暑い時期の外遊びやプール遊びについて》

熱中症の危険から子どもの安全を守るため、気温が高い7月から9月は、**国産の暑さ指数(※)が28℃を超えた場合、「戶外遊び」や「プール遊び」を中止します。**

※暑さ指数の詳細については、
環境省の「熱中症予防情報サイト」等をご覧ください。→
<https://www.wbst.env.go.jp/so/wbst.php>



港区地球温暖化対策報告書のご提出のお願い

3班

1 文書の概要

文書名	港区地球温暖化対策報告書のご提出のお願い
対象者	事業者
用途	報告書提出の案内
使用頻度	年間約800枚（年2回送付）

2 課題及び改善内容

課題	<ul style="list-style-type: none">・リード文の文章量が多いため、読みづらい。・リード文で記載すべき内容が整理されておらず、内容が伝わりづらい。・届出書類や提出方法の記載がないため、どのような行動をすればよいか分からない。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・リード文で記載すべき内容を整理するとともに、文章の簡素化を行った。・読み手が正しい行動ができるよう、届出書類や提出方法を記載した。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・提出者の依頼内容についての理解が深まり、提出に対する負担が軽減される。・提出者のスムーズな提出により、区が電話での問合せや窓口での説明に要していた時間も削減される。・電子申請の増加により、提出者の提出に係る負担が軽減されるとともに、区のデータ管理が容易となり業務負担が軽減される。
使用の検討	令和5年度の案内から使用予定

4 改善前と改善後の比較

(1) 改善前

「管理番号」

郵便番号
住所
所有者 御中

令和3年9月24日
港区地球温暖化対策担当課長
清水 秀樹

課題①②

- 文章量が多く、読みにくい。
- 内容が整理されておらず、内容が伝わりづらい。

港区地球温暖化対策報告書の御提出のお願い

日頃より港区の環境行政に御理解・御協力いただきありがとうございます。

区は、建築物からの二酸化炭素排出量を削減し、地球温暖化を防止するため、令和2年3月に「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例」を制定しました。この条例に基づき、一定規模以上の事業所を所有している事業者様から、毎年、事業所のエネルギー使用量等について報告をいただく「港区地球温暖化対策報告書制度」を別紙チラシのとおり運用しています。

つきましては、貴事業者が所有されている事業所について御確認いただき、所有状況に応じて下記のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

記

1 対象事業所

(1) 延べ面積 10,000 m²以上又は「東京都総量削減義務と排出量取引制度」の対象事業所

下記の対象事業所(※)について、港区地球温暖化対策報告書を期限までに提出いただきますようお願いいたします。

※ 事業所名又は地番を記載しています

(2) 東京都地球温暖化対策報告書制度の対象事業者（義務提出）が区内に所有する事業所

（区内に事業所を所有していない場合は対象になりません）

貴事業者が、上記対象事業所以外に以下のような事業所を所有している場合は、港区地球温暖化対策報告書を提出いただきますようお願いいたします。

・東京都地球温暖化対策報告書制度の対象事業者（義務提出）が区内に所有する事業所

2 提出期限

令和3年12月31日（金）（毎年12月31日）

3 提出対象事業所が特殊な所有形態である場合

（該当する事業所を所有している場合が対象です）

提出対象事業所が以下に該当する場合は、区から当該事業所に係る連絡を行うため、10月29日（金）までに別紙の「事業所所有形態確認票」に記入し、御郵送いただくか、下記問合せ先まで御連絡いただきま

課題③

届出書類や提出方法の記載がなく、どのように提出すればよいか分からない。

(2) 改善後

郵便番号
住所
所有者 御中

令和3年9月24日

港区地球温暖化対策担当課長
清水 秀樹

改善点①②

内容を整理するとともに、文書の簡潔化を行った。

港区地球温暖化対策報告書のご提出のお願い

区は、一定規模以上の建物を所有している事業者様から、毎年、港区地球温暖化対策報告書をご提出
いただいております。(別紙チラシを参照)。

今年度につきましても、所有されている建物についてご確認いただき、所有状況に応じて下記のと
おりご対応をお願いします。

なお、この文書は、令和〇年〇月〇日時点の登記情報や東京都からの公表データを基に作成・送付し
ております。一部情報が古くなっている場合がございますのでご容赦ください。

記

1 対象建物

(1) 建物の延べ面積 10,000 m²以上又は「東京都総量削減義務と排出量取引制度」の対象建物

下記の対象建物(※)について、港区地球温暖化対策報告書を期限までにご提出をお願いします。

建物名

※ 建物名又は地番を記載しています。

(2) 東京都地球温暖化対策報告書制度の対象事業者(義務提出)が区内に所有する建物

(所有建物がない場合は対象外)

※ 対象建物が区分所有や信託建物等の場合は「5 提出対象建物が特殊な所有形態である場合」をご確認ください。

2 届出書類

別紙チラシを参照してください。様式については区ホームページ(トップページ > 環境・まちづくり > 環境 >
地球温暖化対策 > 事業者における省エネルギー・省CO₂活動 > 港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例 > 港区
地球温暖化対策報告書制度)からダウンロードをお願いします。

3 提出期限

令和3年12月31日(金)

改善点③

届出書類と提出方法を記載した。

4 提出方法

- ・電子申請
- ・郵送
- ・窓口への持参

※ペーパーレス化の観点から可能な限り電子申請でのご提出をお願いします。

POPバトル募集要項

4班

1 文書の概要

文書名	POPバトル募集要項
対象者	港区在住・在学の中学生及び高校生
用途	POPバトルの作品募集の案内
使用頻度	約450枚（年1回募集期間の前に配布）

2 課題及び改善内容

課題	<ul style="list-style-type: none">・何を伝えたい案内チラシなのか、何をすればいいのかが分かりづらく、応募しようという気になりづらい。・情報が多すぎて、詳細に読まなければ、どれが必要な情報が分からない。・全体的に文字が多く、読みづらい。・期間、場所などの記載が全て同じように羅列され、伝えたい情報にメリハリがなく読みづらい。・読み手、時系列が統一されていない。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・内容と直接関係の無いイラストを実際のPOP作品のイラストに変更し、どのような作品を応募すればいいのかイメージを持ちやすくした。・図書館の場所、休館日など、募集案内のチラシとして重要度の低い情報はこの書類には記載せず、ホームページを見てもらうこととした。・全体的に簡素化し、文字数を減らした。・内容が同じものはまとめ、記載順を変更し、時系列・読み手を揃えた。・重要な情報を口で囲むなど、見やすいレイアウトに変更した。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・対象者が明確になり、対象者にとって目につきやすく読んでもらいやすくなる。・内容が分かりやすくなったことで応募に対するハードルが下がり、応募作品が増えることが期待できる。
使用の検討	令和5年度の案内から使用予定

4 改善前と改善後の比較

(1) 改善前

課題①

- ・情報量が多く、必要な情報が分かりづらい。
- ・何を伝えたいチラシか分からない。



POPバトル部門 POP作品募集要項

あなたが、おすすめする本をPOP (Point of Purchase) で表現してください！
港区内の中学校・高等学校の図書委員会や区立図書館来館者による投票により、最多投票数を獲得したPOP作品がチャンピオン (チャンプ本) になります。
チャンピオンには賞状と記念品のプレゼントがあります！

【対象者】 港区在住、在学の中学生および高校生

【募集期間】 令和4年7月1日(金)～9月6日(火)

【申込方法】

- 1 申込用紙または指定のサイズ(縦9cm×横13cm)の用紙に、あなたがおすすめする1冊の本についての熱い思いをPOPで表現してください。

【注意事項】

- ・文章だけではなくイラストもOKです。パソコンでの作成も可能です。
- ・鉛筆・色鉛筆を使用する場合は、濃く描いてください。
- ・表紙のイラストや帯のキャッチコピーを使用するなど著作権の侵害にご注意ください。
- ・1人1点の応募をお願いします。

- 2 申込用紙に必要事項を記入し、港区立図書館へ郵送またはご持参ください。

(展示時は、氏名をイニシャルで表記します。)

◀郵送の場合▶ 〒105-0011 港区芝公園3-2-25 港区立みなと図書館 児童担当宛

◀持参の場合▶ みなと図書館：港区芝公園3-2-25 三田図書館：港区芝5-36-4
麻布図書館：港区六本木5-12-24 赤坂図書館：港区南青山1-3-3
高輪図書館：港区高輪1-16-25 港南図書館：港区港南3-3-17
高輪図書館分室：港区高輪1-4-35

※開館時間 月～土曜日：午前9時～午後8時 日曜・祝日 午前9時～午後5時
高輪図書館分室は、午前9時30分～午後8時(土日含む。祝日は休館)

※休館日にご注意ください。 全館：7月21日(木)、8月18日(木)
高輪図書館分室は上記のほか、7月18日(月・祝)・8月11日(木・祝)も休館です。

【投票期間】 令和4年9月26日(月)～10月10日(月・祝)

【投票場所】 港区内中学校・高等学校、各港区立図書館

【投票者】 どなたでも ※投票方法等については、あらためてお知らせいたします。

【結果発表・表彰式】 11月5日(土)午後3時～5時(予定) 会場：みなと図書館
※オンライン(ZOOM)での開催となる場合があります。

【その他】 応募作品は審査により上位20作品を選考し、ポスターにして区内中学校・高等学校や区立図書館等に掲示します。また、広報紙や区立図書館ホームページ、twitterで公開します。(表彰式の様子と結果についても同様です)

◀問い合わせ▶ みなと図書館 児童担当 電話(3437)6621

課題②

全体的に文字が多く読みづらい。

課題③

- ・期間、場所などが全て同じように羅列されていて、読みづらい。
- ・読み手・時系列が統一されていない。

(2) 改善後

改善点①

チラシに関係のあるイラストに変更した。

改善点①

重要度の低い情報はHPを見てもらうこととした。

改善点②

提供する情報は簡素化し、文字数を減らした。

改善点③

- ・内容が同じものはまとめ、記載順を変更することで、時系列・読み手を揃えた。
- ・日付を口で囲むなど、見やすいレイアウトに変更した。

改善点①

実際のPOP作品を掲載し、応募作品のイメージを持ちやすくした。

中高生書評合戦 POPバトル



POPバトル部門 作品募集

あなたがおすすめる本をPOPで表現してください！

【対象者：港区在住、在学の中学生および高校生】

(1) スケジュール

募集期間：令和4年7月1日(金)～9月6日(火)

申込場所：各港区立図書館へ持参、または郵送

郵送先：〒105-0011 港区芝公園3-2-25 港区立みなと図書館 児童担当宛

図書館の場所、休館日、開館時間は区立図書館ホームページをご確認ください。

投票期間：令和4年9月26日(月)～10月10日(月・祝)

投票場所：港区内中学校・高等学校、各港区立図書館

応募作品は審査により上位20作品を選考し、ポスターにして掲示・投票します。どなたでも投票ができます。

結果発表・表彰式：令和4年11月5日(土) 午後3時～5時

発表場所：港区立みなと図書館

最多投票数を獲得したPOP作品がチャンピオンとなり、チャンピオンには賞状と記念品をプレゼントします！

(2) 申込方法

申込用紙、または指定のサイズ(縦9cm×横13cm)の用紙に、あなたのおすすめる1冊についての熱い思いを表現してください。

- ・文章だけでなくイラストも使えます。パソコンでの作成も可能です。
- ・鉛筆・色鉛筆を使用する場合は、濃く描いてください。
- ・表紙のイラストや帯のキャッチコピーは使用しないようご注意ください。
- ・応募作品は、1人1つまでをお願いします。

(3) その他

応募作品や投票結果、表彰式の様子については、広報紙や区立図書館ホームページ、Twitterで公開することがあります。ご了承ください。

(4) 問い合わせ先

みなと図書館 児童担当 電話 03(3437)5621



食品営業許可の更新手続きのご案内

5班

1 文書の概要

文書名	食品営業許可の更新手続きのご案内
対象者	食品営業許可の更新を行う事業者
用途	食品営業許可の更新手続きの案内と法改正の説明
使用頻度	年間約2,160通（毎月約160通を送付）

2 課題及び改善内容

課題	<ul style="list-style-type: none">・全体的に、文章量が多いこと、文字列に強調や空白がないことから、視覚的に内容が分かりづらい。・法改正の内容について、文章のみで説明がされているため、内容が分かりづらい。・難しい言い回しや言葉、専門用語が使われていて読みづらい。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・大枠の内容を視覚的に捉えやすくするために、強調したい部分に、図形の挿入、下線の文字装飾やレイアウトの整理を行った。・法改正のイメージを捉えやすくするため、法改正の説明を図で表現するとともに、代表的な営業許可業種の例示を記載した。・読み手が内容を理解しやすいように、施行、失効等の単語は平易な日本語表現に書き換え、専用用語は脚注で説明を加えた。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・法律用語を平易化し、専門用語に脚注説明を加えることで、多様な背景を持つ読み手に対して、正確で理解しやすい情報を伝えることができるようになる。・事業者が手続きを行う前に法改正の内容理解が深まることにより、窓口での説明を減らすことができ、業務の効率化につながる。・HACCPについて事業者の理解を得ることにより、自主的な衛生管理を推進することができる。
使用の検討	令和5年4月の更新手続きの案内から使用予定

4 改善前と改善後の比較

(1) 改善前

課題①

全体的に、文章量が多いこと、文字列に強調や空白がないことから、視覚的に内容が分かりづらい。

課題②

法改正の内容の説明が、文章のみで分かりづらい。

課題③

難しい言葉や言い回し、専門用語により内容が分かりづらい。

食品衛生法改正に伴い、新たな営業許可・届出制度が始まりました

改正食品衛生法が令和3年6月1日に施行され、営業許可業種の再編成及び届出制度が始まりました。この改正に伴い、東京都食品製造業等取締条例が令和3年6月1日をもって廃止され、同条例に基づく許可は失効となりました。改正の概要は以下のとおりです。

【改正の概要】

令和3年6月1日から、従来の営業許可制度が新たな営業許可・届出制度に移行しました。営業許可業種は再編成され、現在、店舗で取得している業種については、他業種へ統合される場合、新たに設けられた許可業種に移行する場合、今まで許可だった業種が届出に移行する場合があります。また、現在取得している業種と同じ名称の業種に該当する場合でも、新しい営業許可・届出制度が適用され、新しい営業許可制度では営業施設の施設基準が改正されます。

ただし、令和3年6月1日時点で従来の食品衛生法による営業許可をお持ちの皆様は、その営業許可期限が満了するまでの間、従来の制度による営業許可の範囲内で営業が可能です。また、食品衛生法上の許可から届出に移行する業種については、届出があったものとみなされます。

食品製造業等取締条例の営業許可をお持ちの方は、新たに設けられた許可業種または届出業種への移行手続きが必要です。

新たな営業許可・届出制度については、同封のパンフレットをご覧ください。

【許可申請について】

- ・貴営業所が新制度でどのような業種に該当するかは、個別に判断させていただく必要があるため、施設の営業内容に詳しい方がおいください。
- ・同じ施設で今回の更新時期とは別の有効期限の営業許可を取得している場合は、すべての営業許可書をお持ちください。
- ・営業の内容によって、窓口でのご相談にお時間も頂戴する場合があります。

申請後は実地検査で営業施設の施設基準に合致するかを確認します。

また、令和3年6月1日から、全ての食品等事業者の方に対し、HACCPに沿った衛生管理も制度化されました。

これらのお知らせは、区のホームページでもご案内しております（下記2次元コードからご覧いただけます）。



新許可制度



HACCP 制度化

(2) 改善後

改善点①

強調したい部分に図形を挿入、
下線の文字装飾、レイアウトの
整理を行うことで、大枠の内容
を視覚的に捉えやすくした。

改善点②

法改正の説明を図
で表現するととも
に、代表的な営業
許可業種の例示す
ることにより、法
改正のイメージを
捉えやすくした。

改善点③

必要な情報を選定
し、平易な日本語
表現に書き換え
た。専用用語は脚
注で説明を加え、
内容を理解しやす
くした。

令和3年6月1日の食品衛生法の改正により、
新たな営業許可・届出制度が始まりました。

【法律改正の内容】
・令和3年6月1日以降、営業許可業種の再編成と、届出制度が始まりました。この改正に伴い、東京都食品製造業等取締条例は廃止されました。これらにより、更新時に今までとは異なる手続きを行っていただく場合があります。詳細は、封筒に入っているパンフレットをご覧ください。

令和3年5月までの業種	新たな制度による業種へ移行	令和3年6月からの業種
食品衛生法の許可が必要な業種 飲食店営業、菓子製造業、そうざい製造業など34業種	→	①食品衛生法の許可が必要な業種 飲食店営業、菓子製造業、つけ物製造業など32業種
東京都独自の許可が必要な業種 弁当等人力販売業、食料品等販売業、つけ物製造業、など9業種		②食品衛生法の届出が必要な業種 「①食品衛生法の許可が必要な業種」と「③許可や届出が不要な業種」以外の営業が届出の対象 (例) 野菜果物販売業、菓子種製造業など
東京都独自の届出が必要な業種 給食供給者、卵選別包装業者、行商		③許可や届出が不要な業種 食品・添加物の輸入をする営業、運搬業、容器包装に入った長期間常温で保存可能な食品の販売など
許可や届出が不要な業種 上記のいずれにも当たらない業種 (例) 野菜果物販売業、運搬業など		

・令和3年6月1日から、食品を扱うすべての事業者の方は、HACCP*に沿った衛生管理を行うことが義務化されています。

*HACCPとは? : Hazard Analysis and Critical Control Point (危害分析重要管理点)
食品等事業者が食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法です。

【許可申請手続きについて】
・新しく取得していただく許可については、お店の営業内容をお聞きし、判断します。お店の営業内容に詳しい方が保健所窓口に来てください。
・同じお店で複数の営業許可を取得している場合は、すべての営業許可書をお持ちください。
・申請後は実地検査があります。保健所職員がお店に立入り、施設基準に当てはまるか確認します。

これらのお知らせは、区のホームページでもご案内しております。
2次元コードからご覧ください。



新許可制度 HACCP制度化

母子保健事業のご案内（転入者向け）

6班

1 文書の概要

文 書 名	母子保健事業のご案内（転入者向け）
対 象 者	港区への転入者で妊娠・出産・子育てをする方及びその家族
用 途	みなと保健所で行う事業及び健診の案内
使用頻度	年間約3, 000枚

2 課題及び改善内容

課 題	<ul style="list-style-type: none">・誰に向けての何の案内なのか分かりにくい。・専門用語があり伝わりにくい。・事業が複数記載されているため、問合せ先が分かりにくい。・どこにつながる二次元コードなのか分からない。・文章量が多く、字や表が小さいため、情報が入りにくい。・重要な情報が何か分かりにくい。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・誰に向けた何の案内なのか明確に書く。・専門用語は伝わりやすい言葉にする。・問合せができる内容を具体的に記載する。・何のための二次元コードなのか記載する。・伝えたい情報を絞り、字や表を大きく表示する。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・問合せの減少・読み手に伝わりやすくなることで、知りたい情報が紙面から得られるようになる。・健診事業の受診率が向上する。・健診事業の案内（受診票等）を送付する旨をお知らせすることで、対象者の受診票紛失（再発行）を防ぐことにつながる。・健診以外の事業を二次元コード等で港区ホームページを確認していただくことで、より母子保健事業の内容を深めることができる。
使用の検討	令和6年度4月から配布予定

4 改善前と改善後の比較

(1) 改善前



母子保健事業

妊娠から出産・子育てまで



課題① タイトルからこれが何の文書なのか伝わりにくい。

課題② 誰に向けての文書かが分かりにくい。

課題③ 文章表現が分かりづらい。

課題④ どこにつながる二次元コードか分からない。

課題⑤ どこに問い合わせたらよいか分かりにくい。

課題⑥ 全体的に字や表が小さく見づらい。

<転入された方へ>保健所へお問い合わせください。

港区では、下表中の□印の健診や定期予防接種(裏面)について、個別に案内が送付されます。しかし、転入の時期により、案内が送付されない場合がありますので、前自治体で健診や予防接種を受けていない場合や、案内が届かない場合は、下記へお問合せください。

みなと保健所では、妊娠中から出産後・子育てに関する教室や交流会、訪問、相談等を行っています

	妊娠中	産後～4か月児	5～11か月児	1歳～就学前
産後ケア	妊娠訪問	こんにちは赤ちゃん訪問		
	みまごママ相談	ママの健康相談(訪問)		
健診	妊婦健診(都指定医療機関)	3～4か月児健診(港区指定医療機関)	6～7か月児健診 9～10か月児健診(都指定医療機関)	1歳6か月児健診 内科：港区指定医療機関 歯科：保健所
		新生児聴覚検査(都指定医療機関)		3歳児健診 内科・歯科：保健所
		妊産婦歯科健診(妊娠中から産後1年まで)		すこやかちゃんファミリー健康布(4・5・6歳) (港区指定医療機関)
				パースティ歯科健診(保健所)
相談	助産師による相談窓口 月～金(祝日、年末年始除く) 9時～17時 ☎03-3455-4431			
	母子メンタルヘルズ相談(専門医が相談に応じます)			
	すくすく育児相談(発達・育児・栄養・歯・心理・言葉など健康相談)			
教室・交流会	両親学級		☆はじめての離乳食教室	☆乳幼児食事相談会
	母親学級			
	ふたごの会(ふたご・多胎のお子さんとその保護者・妊娠の会)			
	なかよし会(ダウン症のお子さんとその保護者の会)			
	ぶちまとの会(小さく生まれたお子さんとその保護者の会)			
お母さんの時間(育児や家事でのつらい気持ちを語り合う場)				

※ 区では個人情報保護条例を遵守し、各事業を実施しております。どうぞ安心して事業にご参加ください。

詳しい内容は、港区ホームページをご覧ください
または、下記の二次元バーコードを読み取ってください




みなと母子手帳アプリのご案内

誕生日、性別などを登録するだけで予防接種と健診のスケジュール管理をおまかせできる便利なアプリです

予防接種の詳細は、裏面をご覧ください

<p>問い合わせ先</p>	<p>母子保健事業</p> <p>離乳食・食事</p> <p>予防接種</p>	<p>健康推進課 地域保健係</p> <p>健康推進課 健康づくり係</p> <p>保健予防課 保健予防係</p>	<p>TEL : 03-6400-0084</p> <p>TEL : 03-6400-0083</p> <p>TEL : 03-6400-0081</p>
---------------	---	---	---

令和4年3月作成

(2) 改善後

改善点②
誰に対する文書なのか
明確にした。

改善点①
何の文書なのか
分かりやすい表現に
変えた。

改善点③
伝わりやすい言葉に変更した。

改善点④
何につながる二次元コードか
分かるようにした。

改善点⑤
どこに何を問合せできるか内容を明確にした。

改善点⑥ 全体的に字や表を大きくし見やすくした。

港区に引っ越してきた人向け
母子保健事業のご案内
妊娠中〜出産・子育てまで港区がサポートします

案内を送っている事業について

みなと保健所は下の事業についてみなさんに案内を送っています。
前に住んでいた場所で健診を受けていないひとや、案内が届いていないひととは、
みなと保健所に電話をしてください。

おなかに赤ちゃんが いる時	生まれてから〜4か月	5〜11か月	1歳〜学校に入る前
	3〜4か月児の健診 (港区が指定する病院)	6〜7か月児健診 9〜10か月児健診 (東京都が指定する病院)	1歳16か月児の健診 (内科：港区指定医療機関 歯の検査：みなと保健所)
		4か月児育児相談 (みなと保健所)	3歳児健診 内科・歯科 歯の検診 (港区が指定する病院)
			すこやかちゃんファミリー教室 (4・5・6歳) (港区が指定する病院)

みなと保健所はみなと保健所で実施します

詳しくは港区ホームページをご覧ください

右の二次元コードから
事業の一覧・詳しい内容について
見ることができます

妊娠・出産

子育ての施設

みなと母子手帳アプリのご案内

AppStore GooglePlay Web版

誕生時や性別を選ぶと
予防接種と健診の日にちが分かる
便利なアプリです

相談するところ	母子保健事業全般	健康推進課 地域保健係	TEL: 03-6400-0084
	母乳・食事・歯科検診	健康推進課 健康づくり係	TEL: 03-6400-0083
	予防接種	保健予防課 保健予防係	TEL: 03-6400-0081

※事業一覧中に電話番号が書いてある場合は、そちらへ電話をしてください。